

令和 8 年度

一 般 競 争 入 札 参 加 要 領

(ホイールロード売却)

<入札スケジュール>

- ・ 入札参加申込期間

令和 8 年 9 月 14 日 (月) から令和 8 年 9 月 30 日 (水) まで

- ・ 一 般 競 争 入 札

日時：令和 8 年 10 月 7 日 (水) 午前 10 時 00 分

場所：三股町役場 2 階 第 3 会議室

- ・ 落札者契約締結

入札日から 7 日以内 令和 8 年 10 月 13 日 (火) まで

【三股町 環境水道課】

一般競争入札参加要領

本町が行う「ホイールローダ売却」の一般競争入札に参加される場合は、次の各事項をご確認のうえ入札に参加してください。

(入札に付する物件)

入札に付する物件は、別紙_物件調書のとおりです。

(入札に参加することができない者)

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）167 条の 4 に該当する者（一般競争入札に係る契約の締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）
2. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は法人であつてその役員が暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
3. 落札された車両を指定引渡し場所に取りに来ることができない者、又は本町が指定する現物引渡し方法による受取りができない者
4. 本要領に記載する条件に満たない者

(物件の確認)

物件調書は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」といいます）が物件の概要を把握するための参考資料です。参加申込みをする前に必ず入札参加者ご自身において、物件の確認を行ってください。

確認日時予約および場所についての問い合わせ先は、次のとおりです。

三股町 環境水道課 環境保全係（2 階 ④番窓口）
電話（直通）0986-52-9082

(入札参加申込)

入札参加者は、以下の入札参加申込条件を確認のうえ受付期間内に一般競争入札参加申込書（様式 1）と関係書類を提出してください。

<入札参加申込条件>

- ・ 法人であること
- ・ 同型機又は同種車両の搬出を、過去 5 年以内に行った実績を有する者であること

- ・搬出作業（別紙_町が指定する現物引渡し方法）に対応する賠償責任保険に加入していること
- ・搬出時の安全対策（経路・道路及び施設の養生・耐荷重リスクへの対応）を取ることができること
- ・万が一、搬出時に道路または施設に損傷を与えた場合に、即応できる体制を有すること

<入札参加申込期間>

- ・令和8年9月14日（月）から令和8年9月30日（水）まで
時間：8時45分～12時15分、13時00分～16時30分
（土日祝日を除く）

<申込受付場所>

- ・宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1
三股町 総務課 行政係（2階 ②番窓口）
電話（直通）0986-52-1112

<提出物>

- ・一般競争入札参加申込書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・商業登記簿謄本の写し ※1
- ・税の滞納がないことがわかる証明書 ※1

【町内法人】三股町に納入する全税目で「法人分」及び「代表者分」の「滞納のない証明書」（三股町税務財政課で発行）。代表者が三股町外在住の場合は、その市町村発行の証明

【町外法人】本店所在地（委任先がある場合は委任先所在地）の都道府県の全税目で法人分のみ「県税に未納のないことがわかる証明書」（各都道府県税事務所で発行）

※1_証明書等は発行後3カ月以内のものを提出してください。

但し、「令和8・9年度入札参加資格（物品の販売等）の申請」により資格名簿に登載されている法人については、証明書等を提出を省略することができます。

（最低売却価格）

本入札の最低売却価格は、次のとおりです。

最低売却価格以上で入札する必要があります。

- ・500,000円（税抜き）

(入札及び開札の日時)

入札及び開札の日時は、次のとおりです。

- ・期 日 令和 8 年 10 月 7 日 (水)
- ・入札時間 午前 10 時 00 分
※9 時 50 分までに受付を済ませてください。
- ・開札時間 入札締切後即時

(入札及び開札の場所)

入札及び開札の場所は、次のとおりです。

- ・宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番 1 番地
三股町役場 2 階 第 3 会議室

(入札保証金)

- ・入札参加者は、各自の入札する金額の 100 分 5 以上の入札保証金（現金）を入札開始前までに、入札実施の場所で納付する必要があります。
- ・落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、直ちに入札の場所で入札者に入札保証金領収書と引き換えに返還します。
また、落札者が決定しない場合も、入札保証金領収書と引き換えに返還します。
- ・落札者が納付した入札保証金は、落札者が本町との間で売買契約書を締結し、契約金額を全額納付した後に、落札者の口座に返還します。
返還に当たり、落札者から「入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」を三股町に提出していただきます。
- ・入札保証金は、その受け入れ期間について利息を付しません。

(入札方法)

- ・入札者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、一般競争入札参加申込受付書を同封して所定の入札箱に投入してください。
- ・入札者は、代理人が行うことができます。この場合は、当該代理人に委任状を入札書に同封させてください。
入札は、町の指定する入札書により、入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印をお願いします。ただし、入札者が代理人であるときは、委任状に押している代理人の印（シャチハタ不可）を使用してください。なお、入札書には、鉛筆その他消散しやすいもので記入しないでください。
- ・入札書等の様式は、入札参加申込受付時に受領してください。

(入札金額の記入)

入札金額は、税抜き金額を記入してください。（実際の契約金額は入札金額に消費税及び地方消費税額を加算した額になります。）

(入札書書替え等の禁止)

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(開札)

開札は、入札後直ちに入札者立ち合いのもと公開で行います。

(入札者が開札に立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない本町職員を立ち合わせます)

(入札の無効)

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1. 入札に参加する資格がない者がした入札
2. 入札者が同一入札に対して2通以上の入札書を提出した者の入札
3. 入札者が他人の代理を兼ね、又2人以上の代理をした者に係る入札
4. 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき
5. 入札者が入札に際し不正の行為をしたと明らかに認められたとき
6. 入札金額の100分の5に満たない入札保証金を納付した者の入札
7. 入札者の金額、記名、押印その他必要記載事項を確認できないもの
8. 入札者の代理権限のない者がした入札
9. 入札書の内容を訂正したもの
10. 入札者が本要領の記載事項に違反したとき
11. 入札者が入札に際し町の担当者の指示に従わなかったとき

(落札者の決定)

落札者は、本町が示した最低売却価格以上の価格で入札し最高の価額をもって落札者となります。但し、落札者となる同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事項に関係のない本町職員にくじを引かせます。

(入札の方法)

入札は、最低売却価格を公表しているため1回とします。

(入札結果の通知)

開札したときは、落札者の法人名及び金額を入札者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(契約の締結)

落札者は、令和 8 年 10 月 13 日（火）までに、別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。

(契約の確定)

契約は、本町が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(契約保証金)

契約保証金については、三股町財務規則第 153 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、免除します。

(売買代金の支払期限)

落札者は、売買代金額を令和 8 年 11 月 6 日（金）までに支払わなければなりません。

(物件の引渡し)

落札者が、契約締結し、売買代金額の納付を確認した後に、物件を引き渡します。なお、引渡し方法については別紙_町が指定する現物引渡し方法を参照してください。

(搬出等の諸手続き及び負担)

落札された車両の搬出に係る一切の経費は、落札した契約者の負担となります。

また、所有権移転に係る名義変更等の諸手続き及び経費についても全て落札した契約者の負担となります。

(その他)

本要領に定めのない事項については、三股町財務規則によるものとする。